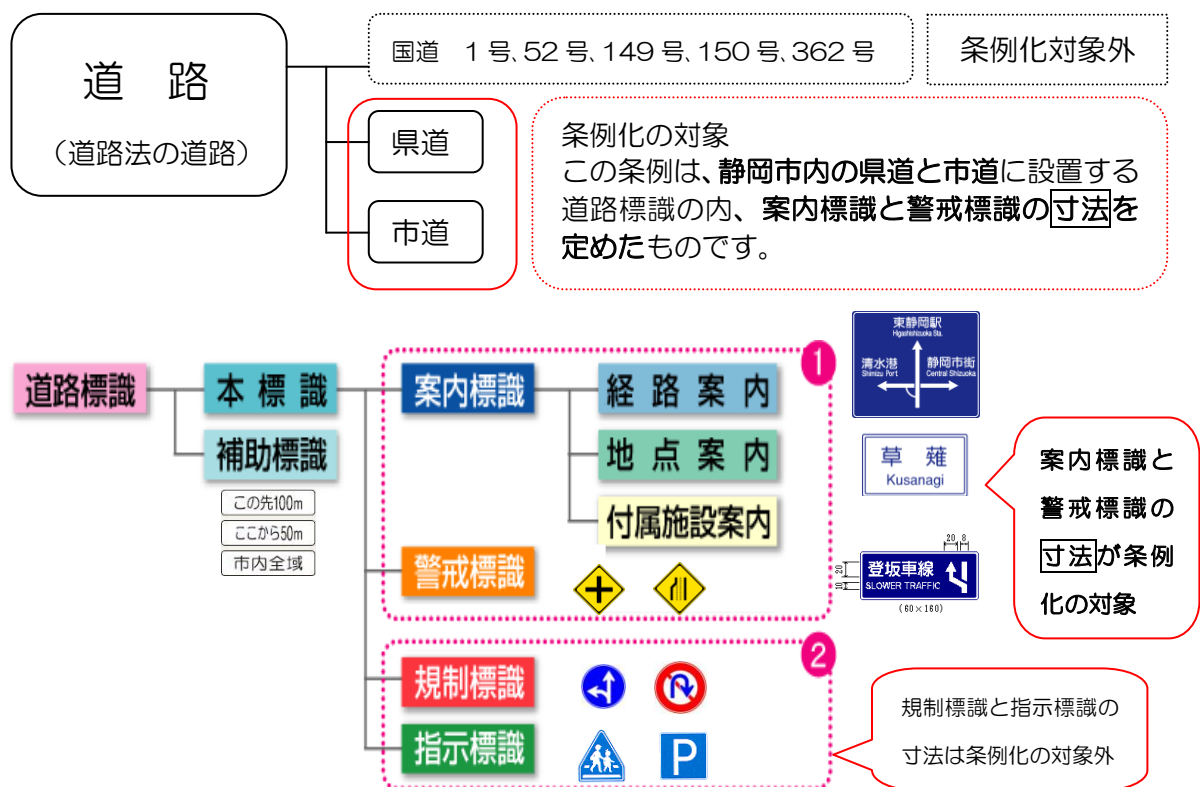


「静岡市道路標識の寸法を定める条例」の概要について

1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)の施行に伴い、道路法の一部が改正され、都道府県道及び市町村道の道路標識のうち、案内標識と警戒標識の寸法に関する技術的基準は、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなりました。

※ 道路標識は、本標識と補助標識があり、本標識は大きく分けて案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の4種類があります。補助標識は本標識の意味を補足するため設置されます。



2 条例の概要

本市では、管理する県道、市道の道路標識の寸法について、現行の国が定めている「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(通称「道路標識令」)を参酌し、地域の実情を踏まえ、本標識のローマ字の大きさについて独自基準を定めることとしました。

なお、これ以外の項目については、国が定めている基準と同一の基準を設けることとしました。

独自基準の概要：本標識のローマ字の大きさ

本標識のローマ字の大きさは、現行の国が定めている基準では、「漢字、かなの大きさの1/2」としてありますが、外国人や他市から本市を訪れる方など、地名の読み方がわからない人にとって、ローマ字が小さく視認しにくい状況にあります。

このように、誰もがわかりやすい案内表示の必要性が高まっており、道路利用者の国際化や観光客等に対応するため、ローマ字の拡大表示が求められています。

なお、国土交通省が設置する「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」においてもローマ字の拡大表示の実施について提言されています。

このような実態を踏まえ、本標識のローマ字の大きさを1.3倍拡大し「漢字の大きさの65%（やむを得ない場合においては50%まで縮小できる）を基準とする」基準を設けました。

この規定により、本標識のローマ字の大きさが拡大し、案内表示の視認性が向上します。

ローマ字の大きさの比較（漢字の50%と漢字の65%の比較）

<国が定めている基準のローマ字の大きさ>



<条例制定後のローマ字の大きさ>



- ※ 道路案内標識について、ローマ字の大きさを国が定めている漢字の50%と、条例化しようとする漢字の65%で比較すると、ローマ字の視認性ははるかに向上し、地名の読み方がわからない人にとって、地名が読みやすくなります。
- ※ 本標識板の大きさに制約があり、ローマ字の大きさを漢字の65%で記載すると支障がある場合は、国が定めている基準の漢字の50%まで縮小できることとしています。
- ※ この条例は、標識を新設、更新する際に適用することとしています。

3 施行日

平成24年12月14日